

平成23年度第5回滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日時 平成24年(2012年)3月28日(水)9時00分~12時00分

場所 滋賀県庁大津合同庁舎 5-E会議室

議題 1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(1) 「(仮称)ホームプラザナフコ高月店」の新設届出に係る審議について

(2) 「(仮称)ホームプラザナフコ高島店」の新設届出に係る審議について

(3) 「(仮称)テックランド甲賀水口店」の新設届出に係る審議について

(4) 「(仮称)ドン・キホーテ長浜店」の新設届出に係る審議について

2 その他

出席委員：小川委員、小野委員、恩地委員、鐘井委員、川村委員、中委員、八軒委員

(五十音順)

県出席者：木村商業振興課長、田中参事、吉野主幹、小島主事

[議事概要]

○会長：ありがとうございました。

4件の説明がありましたけれども、これまでの説明で、何か質問等ございませんでしょうか。

写真を見る限りでは、造成中のところもあるみたいでしたけども、新設予定日は届出とは少し変わるのでしょうか。

○事務局：ナフコにつきましては、新設予定日が24年5月29日となっておりますが、こちらが夏以降に遅れております。

○会長：質問等なければ、まずは(仮称)ホームプラザナフコ高月店の建物設置者である株式会社ナフコさんから説明をお願いしたいと思います。

新設：(仮称)ホームプラザナフコ高月店

○会長：よろしいでしょうか。本日はお疲れさまです。

それでは、（仮称）ホームプラザナフコ高月店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度でお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○設置者：おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、まずホームプラザナフコ高月店のほうから、ご説明をさせていただきたいと思えます。

お手元に皆さんお持ちの届出書の図面2番、周辺見取図をつけてございますけれども、ごらんいただきながら、ご説明をさせていただきたいと思えます。

今回の店舗の設置場所でございます。住所は、長浜市高月町柏原字南季503-1でございます。

建物設置者及び小売業者につきましては、株式会社ナフコ、北九州市の会社でございますけれども、株式会社ナフコを予定しております。

計画地でございますが、向かって図面の左側、西側に国道8号がございます。こちらをメインアクセス経路といたしまして立地をしてございます。周辺には国道8号を挟みまして変電所、それから北側、東側、南側には、工場、倉庫が立地をしている現況でございます。

続きまして、図面3番の建物配置図のほうをごらんいただけますでしょうか。今回、出入り口といたしましては、国道側に2か所、それから南側の市道側に出入り口1か所、合計3か所をつけております。経路の設定に当たりましては、木之本警察さん、それから滋賀県警さんにご協議をさせていただきまして、設定させていただいております。基本的には、国道8号出入口2か所から右折入庫・左折入庫、それから右折出庫・左折出庫いただく形で計画をさせていただいております。それから、南側の出入口でございます。こちらは幹線道路ではございませんけれども、地域の方もご利用いただける出入口ということで、1か所、2面に面した形で出入口を計3か所設置させていただいております。

駐車場といたしましては、122台設置をしてございます。今回の設置台数につきましては、ナフコさんの既存店舗のデータを用いまして、特別な事情を用いて、必要台数を算出させていただいております。出入口からはお店に向かいまして、駐車場動線を

確保いたしまして、スムーズに入出庫いただける形状とさせていただきます。

続きまして、騒音関係についてご説明をさせていただきます。騒音（発生）の設備につきましては建物の裏手、方角で言いますと、東側になりますけれども、東側の1階部分、地面部分に主に置いてございます。

今回の営業時間でございますが、夜間にかかわらない時間帯で計画をしております。一部、排気口が24時までということで夜間発生しますけれども、騒音の影響につきましては、昼間のみということでお考えいただいても結構かと思えます。

続きまして、防犯、それから防災に対する事項でございます。届出書で申し上げますと、防犯対策の指針の部分でございます。13ページでございますけれども、特に閉店後、夜間につきましては、駐車場の出入口を閉鎖させていただく計画でございます。また、防犯対策といたしまして、適宜、適切な位置に防犯カメラの設置を予定してございます。

それから、町並みづくりに関する配慮ということでございますけれども、屋外照明、駐車場照明の設置を計画しております。点灯時間につきましては、日没から閉店までとさせていただきます。周辺の環境に影響を与えないよう、照射方向、それから照明の強さについては配慮をさせていただく計画でございます。

以上、簡単ではございますけれども、計画概要のご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関する質問をお願いしたいと思います。すべてこの場で質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい。

○委員：きょう、ご説明いただいている方は、どちらさんですか。だれが説明しているのかわからなかったのです。

○会長：自己紹介をお願いします。

○設置者：私達はナフコ高月、高島店に係る大店立地法コンサルタント会社のものでございます。

本日、株式会社ナフコにつきましては、建物設置者であり、小売業者という立場でございますけれども、開発の関係で合同会議がございまして、まことに申しわけないとい

う状況の中で、この配慮事項の関係、運営に関して、一旦コンサルタント会社のほうで回答をお願いしたいという依頼を受けまして、本日、2名で参加させていただいております。

○会長：それは、それでよろしいですかね。

○委員：どうなんですか。代理で来られているわけですか。

○設置者：一応権限を。最終の責任という部分につきましては、どうしても負いきれないところがございますけれども、大店立地法の関係の書類の質疑に関しては、今までの協議も同様ですけれども、委託依頼をしてもらっているという立場でございます。

○会長：責任を持って受け答えをしていただき、意見についてはきちんとした回答をして、それを実行するということですね。

○設置者：もちろんそうです。ですから、中身によって、責任を持った回答ができない内容もあるかもわかりませんが、それはしっかりその旨伝えさせていただいて、ご報告とかいう形はさせていただきたいと思っております。

○会長：ただ、基本的には、質問はすべてこの場でお願いをしたいということですので、持ち帰るとするのはちょっと難しいですね。

○設置者：はい、わかりました。

○会長：すみません、そういう扱いです。

○委員：何か委任状があるとかね。

○委員：ほかでも大規模小売店が出店されているので、こういう審議会があるかと思うんですけど、基本的にコンサルさんのほうで対応されているんですか、こちらのお店は。

○設置者：いえ。

○委員：では、ないんですか。

○設置者：もちろん。すべて説明会なんかも含めて、それは責任ある立場での出席、説明は我々がしますけども、少なくとも出席は、いつもはさせていただいております。

○会長：困りましたね。

どうでしょうか、これは。

○設置者：実際、委任状とか正式な形ではもらってはおりませんが、コンサルタント会社でもって回答してくださいという依頼はもらっておりますので、ナフコとしてお受けさせていただきたいとは思っています。

○会長：はい。

事務局、何かアイデアはありますか。

○事務局：大店立地審議会の運営要領の中では、出席いただく事業者様につきましては、設置者を必ずという規定はございませんので、そこは事情によれば、委任を受けるなりコンサルタントさんのほうで責任を持ってということであれば、必ずしもそれ自体が問題というわけではないのかなと認識をしております。

ただ、質問等もこの場でお答えいただくことになりますので、そこは十分責任を持っていただくということで、私ども、今回の件については、設置者のほうの都合で、設置者自体がご出席できないというふうに連絡は受けておりますので、その点は、担当のほうから、コンサルタント会社様にもお伝えはさせていただいておりますので、きょうの審議の中で、委員さんのほうからご質問いただくことにつきましても、対応いただけるよう、十分ご報告いただけないかなと思っております。

○会長：ということですが、本来は建物設置者のどなたか出てきて、きちんと責任を持って対応していただくのが筋だと思いますので、今後こういうことがないように努力していただきたいと思います。

今回は、必ずしも建物設置者の出席を規定されていないということもありますので、この会議自身は一般に公開されて、建物設置者に対してもそういう対応をされたということは記録として残りますので、そういう前提で審議を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員：事務局が建物設置者に確認してというのは、そういう経過は書面としては残っていくんですか。つまり、具体的にこの審議会にコンサルタント会社に出席してもらってというのは、今、特に委任状とかは出しておられないとおっしゃっていますし、当初の例えばコンサルタント会社との契約の中に、審議会に出席して代理で説明するというようなものが仮に入っていないとすれば、ここに来られているというのが口頭でのやりとりでは確認できるかもしれませんが、現にそういった権限をお持ちなのかどうかというのは、こちらに出席している委員としてはわかりませんね。

事務局としては、口頭で確認をされているのかもしれないですけど、そんなことにはならないかもしれませんが、後日、例えば委員のほうからこういう要望があって、じゃ、それに対応しますと言われても、そのことに関して、設置者までちゃんとおりて、

設置者が対応するかどうかというところはわかりません。なので、そういったことの経過、ここにコンサルタント会社の方が出席されていて対応されているというのが、現に設置者が依頼したもののなかのどうかというのを確認する手段というのはあるんですか、事後的に。

例えば、経過がちゃんと書面で残されているというのなら、また別なんですけど。ないのであれば、後づけでも構わないかと思えますけれど、こういう経過で出席させてもらいましたみたいなものを設置者の側から出してもらうなり、何なりしておいたほうがいいんじゃないのかなとは思ってますけど。

○会長：そういたしましたら、手続的には異例かもしれませんが、今回、こういうような議論をしますね。コンサルタントさん側からの説明についても議事録が残りますから、それについて建物設置者側から、その部分について合意しましたという文書を後から出してもらうと。それをまた委員の皆さんにもメール等で確認していただくという手続を加えて、了としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員：そしたら、ナフコさんのどのセクションの、だれに頼まれたか、そういうことをやっぱり聞いておかないとだめですね。口頭でもいいし、とりあえず、かわりに来ましたと。どこのセクションの、どの立場の人から依頼されたとか、そういうことを聞かせてもらわないと、だれとしゃべっているかもわからず、意味がないです。

○設置者：株式会社ナフコの店舗開発部の担当者並びに、その上の課長。

○委員：お名前を聞かせください。

○設置者：担当と課長のお二方より、今回のこの場の話というのは受けております。

○会長：しかしながら、最終的には社長さんが責任者ですかね。

○設置者：はい。

○会長：その方が最終、会社を代表しておられるということだと思いますので、その担当者と社長の責任を最終的に確認してもらうということで、書面で確認してもらうことにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○設置者：はい、わかりました。よろしく願いいたします。すみません。

○会長：ということで、この件はよろしいですか。

特別なことですので、以後、こういうことがないようにお願いします。

○設置者：はい。

○会長：それでは、ほかに質問等ございませんでしょうか。

○委員：じゃ、内容的な話でよろしいですか。

○会長：はい。

○委員：設置の計画を見せていただいて、私、長浜の住民ではないので詳しいところまではわからないんですが、やっぱり気になるのが、国道8号という幹線道路に面して出入口を2つつくられていて、かなり交通量が多い道路のはずだと思うんですけども、右折・左折両方で出入口を運用するという形になっていて、右折で入庫・出庫、特に入庫は対向車待ちでかなり待つ状態が発生すると思うんです。

資料を見せていただくと、交通容量の計算はもちろんされていて問題ないという形かとは思いますが、右折できるか、できないかという容量の部分もあるんです。それが交差点で言うと、直進車に与える影響とか、右折が待つことによって、本来、8号線を通常どおり走る車にどのぐらい影響するかというところが、かなりポイントかなと思うんですが、そのあたりは何か検討されていますでしょうか。

○設置者：はい。右折の入庫になろうかと思いますが、右折の入庫につきましては、 $q_{max}$ の検討方法を用いて検討させていただいております、お手元の数字自体は交通資料のほうにつけてございます。そちらに2枚ほど計画図ということでつけております。その前のA4判の図面になります。26ページからのものになるんですが。

○委員：これは交通容量に対して、右折の台数がこの台数で大丈夫と、そういうご説明の内容ですかね。

○設置者：そうですね。

○委員：右折の台数はそれでいいと思うんですが、要は、逆を待っている間に、そこでとまっているわけですね。

○設置者：はい。

○委員：写真を見る限りでは片側1車線の道路なので、1台とまると、後ろの車は詰まってしまうという状況なので、それが8号の交通に対して、どのぐらい影響するかどうか。大丈夫なのかというのがちょっと心配ですが。

○設置者：私も現地で当然交通量調査、現場について見ておりましたけども、交通量は確かに国道8号ではあるんですが、こちらの市街のような交通量はなくて、数珠つなぎの

ように対向車が来るといような状況では実際にはなかったんですね。

そういった状況の中で、この右折の検証をさせていただいているんですけども、当然仮に1台来れば、それを待つということはあるとは思いますが、それをずっと待つ。後ろにも滞留が発生してしまうというほど、対向車の交通量はなかったというのが、私、現場を見た限りで把握しておりますので、そういった形でこの検証もさせていただいておりますけれども、基本的にずっと後ろまで並ぶというようなことがなく、右折入庫いただけるのではないかとということでは計画させていただいております。

○会長：よろしいでしょうか。

○委員：はい。

○会長：ほかに、ございませんでしょうか。

新設予定日が5月29日になっていますが、予定がおくれるという話も聞いているんですが、いつごろになる予定ですか。

○設置者：今現在の予定でございますけれども、ことし平成24年の冬、もしくは来年の年明けを目指しておるという状況でございます。

○会長：それから、駐車場の容量ですけども、実績に基づいて設定をされていて、指針を下回るわけですけども、もしものことを考えてということで、オープン時に臨時駐車場の確保を検討するというふうに対策を考えられているんですけども、具体的にどこに確保する予定でしょうか。図面でちょっと教えていただけますか。

○設置者：実は現時点では、まだ確定といいますか、契約だとかまで至っておりません。この場所に確保しているという形では、今日のご報告ができなくて、今、探している最中という形でご認識いただければと思うんですけども。

○会長：何台ぐらい確保しようというふうに検討されていますか。

○設置者：とれればとれるだけという形にはなるかと思っておりますけれども、20台～30台程度の駐車場が確保できれば、そこを押さえるという形では考えております。

○会長：冬とか年明けのオープン時までには、きちんと確保しよう。

○設置者：その方向で探している、検討しているということですね。

○会長：ほかに、質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

新設：（仮称）ホームプラザナフコ高島店

○会長：なければ、続きまして、同じ建物設置者が、系列店ということでおつくりになられると思いますが、（仮称）ホームプラザナフコ高島店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

これも同じように建物設置者側の出席がなくて、コンサルタントさんの説明になるということですね。

○設置者：はい、申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○会長：では、お願いします。

○設置者：続きまして、（仮称）ホームプラザナフコ高島店につきまして、ご説明をさせていただきます。

店舗の所在地でございますが、高島市新旭町旭346番1他9筆とさせていただいております。計画地は無指定地域でございます。

立地場所といたしましては、計画地の北側、県道でございますが、メインのアクセス経路を確保してございます。それから、計画地の東側になりますけれども、水路を挟みまして、現在、道路が設置をされてございます。南側、それから西側につきましては、現在、田んぼという立地状況でございます。

高島店につきましても、今回、特別の事情ということで、類似店のデータより駐車場の必要台数を算出させていただいております。

出入口といたしましては、北側の県道側に現在、入口、出口ということで2か所確保してございます。この入口、出口につきましては、県警さんからのご指導もちょうだいをいたしまして、当初、出入口という形で計画もおったんですけども、前面2か所が図面上では近いということもございまして、県警さんのご意見も賜りながら、入口を西側に設置、それから出口を東側に設置するという計画をさせていただいております。

それから、出入口③ということで、敷地の東側に設置してございます。こちらにつきましては、道路を挟みまして、東側に4軒ほど住宅がございまして、こちらの方々のご意見も含めまして、基本的に常時につきましては、図面にも記載しておりますが、着脱式のバリカーを設置いたしまして、閉めておくという形で計画をさせていただいております。こちらにつきましては、緊急時、緊急車両等が出入りする際に、このバリカーを外しまして、こちらからもお客様に帰っていただけるような緊急避難的な出入口

の役割として確保をさせていただいております。

駐車場の出入口からは、お店のほう、駐車場に向かいまして、真っすぐ一本の動線をとるようにいたしまして、入口付近並びに出口付近で車両の滞留がないように配置計画をさせていただいております。

続きまして、交通に関することでございますけれども、経路の設定に当たりましては、基本的には北側の道路から皆様にお入りいただく形とさせていただいております。こちらにつきましても、所轄さん、それから県警さんのご指導を仰ぎながら、右折入庫・右折出庫も可能とする計画とさせていただいております。

新旭駅のほうからの来店が多くなると予想させていただいておりますけれども、こちらがまず右折で入る。それから、バイパスを使って来られる方も中にはいらっしゃるということで、こちらにつきましては、左折入庫をしていただくという計画でございます。退店につきましては、それぞれの方向に右折・左折でお帰りいただくという誘導経路とさせていただいております。

続きまして、騒音に関するご説明でございます。店舗の入口から向かって東側でございますけれども、騒音の設備につきましては、建物の西側、裏手になります。現在、農地、田んぼになってございますけれども、こちら側の1階部分に室外機等を配置させていただく予定でございます。こちらにつきましても、営業時間は夜間にはかからない、昼間だけということで、今計画をさせていただいておりますので、騒音の予測結果といたしましても、昼間のみ、透過損レベルの結果も影響が小さいであろうという形で予測をさせていただいております。

続きまして、防犯、それから防災に関する事項でございます。届出書で申し上げますと、15ページ以降になります。

まず入口につきましては、営業時間、閉店後、出入り口を閉鎖する計画とさせていただいております。それから、店内につきましては、適切な位置に防犯カメラを設置させていただく計画でございます。

続いて、町並みづくりへの配慮でございますけれども、こちらにつきましても、場内適宜、駐車場照明を設置する計画でございますが、点灯時間につきましては、日没から閉店まで。特に東側にはお宅がございますので、そちら側に照明器具の照射方向が向かないような対策、それから照明の強さについても配慮をさせていただきたく計画をして

ございます。

以上で、簡単ではございますけれども、高島店のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○会長：はい、ありがとうございました。

ホームプラザナフコ高島店に関する質問は、すべてこの場でお願いしたいと思います。  
いかがでしょうか。

はい。

○委員：駐車場台数ですけども、指針よりもかなり少ないですね。計算式を見ていると、売り場面積の比率で減らしているということみたいですけど、ほかの県では、今までそういう形で認められているんですか。

○設置者：はい。ほとんどが、こういう形でさせていただいております。

○会長：指針でも、立地地点とかお店の業態が近くて実績値がある場合は、そういうものを利用することができるというふうになっていますので、それは手順に従った方法だと思います。

○委員：例えば3ページですが、年間半分との比較というのを見ても、売り場面積の広いほうが入場者数が多いとは限っていないですね、このデータをつけられているのを見ていると、そうでしょう。

○設置者：はい。

○委員：矛盾していますよね。例えば、これを挙げられている店で、西若松店の店舗面積が5,300㎡で、その下の善通寺店が7,079㎡でしょう。在庫台数は狭い店のほうが多いですね。

それで面積がこれの何%やから、何割というのは、ちょっと矛盾している。

○設置者：店舗ごとにあけてみないとということも含めて、その辺の相違点はどうしても出てきます。ですから、面積が幾つだったら、何台あればいいという、これは基本的に指針の考えはそうになっていますけれども、ナフコとしましては、必ずしもそうとは思ってはいなくて、もちろん出店の場所によって、滋賀県の市内だったら、もうちょっと台数を構えなきゃいけないかもしれないし、湖北のほうだったら、少なくともいいかなというのは、もちろん考えた上での既存店の考え方を持っています。

もちろん、どっちをとればいいのかという複数並べてみて、どれが近いかといったとこ

ろの判断というのはする必要があると思っていますけれども、このデータで。

○委員：整合性がないですよ。今おっしゃっていること、このデータと。このデータで、例えば売り場面積が多かったら、駐車台数が多ければ納得できるんですけど、違うデータがついているから、おかしいなということになる。

○設置者：あくまで、面積と台数という比率を見ているわけではないんですけどね。

○会長：1ページ目は、あくまでも設置駐車台数であって、4ページ目が実績ですよ。4ページ目のほうは、そこそこ面積的に安定している。0.82と、0.61なので、まあまあ安定しているように見えますけども、4ページの中で最もきつめのところをある程度、設定をしているということですね。

○設置者：そうです。

○会長：なおかつ、トップ日に対応する部分で、大店法の指針によると、トップ日までは対応しなくてもいいことになっているんですよ。それは年間のトップ日に対応しようと思ったら過大投資になりますので、ですから、混んでいる日の例えば5日間の平均とか、2番目、3番目、4番目あたりでもいいという感じですね。

ですから、これはトップ日に設定しているので、そこはある程度余裕を持った設定をしているのかなという気はしますね、私としては。

ただ、何があるかわからないので、万一のことを考えて、臨時駐車場をきちんと確保してほしいというのは、もちろんありますね。

○設置者：はい。

○会長：その臨時駐車場をどこに確保するかは、きちんと開業するまでには明らかにしてほしいと。一応何台ぐらい、ここは確保する予定でしょうか。

○設置者：高月店と同じ程度の台数にはなるかと思います。二、三十台。

○会長：20台から30台確保すると。

○設置者：はい。

○会長：はい。

○委員：こちらも、新設予定日がずれるんですか。

○設置者：はい。こちらにつきましても、先ほどと同様で、ことしの冬か来年の年明け、冬期を目指して進めておるといった状況でございますね。

○委員：その場所が全く違うにもかかわらず、同じようにずれているというのは、地域的

な要素が原因なんじゃなくて、出店される会社のほうで何か問題があるんですか。

○設置者：問題があるというわけではないですけども、計画を進めていく中で、当然他法令の関係もあるかとは思いますが、そういう中でちょっと遅れてしまっているというのが実情ではあると思います。

○設置者：もともと5月ごろのオープンを目標として掲げながら、この大店立地法の手続もそうですし、建築のほうの手続も並行して進めておったんです。ホームセンターの特徴として、建築資材という問題もあるんですけども、特に商品構成であるとか、そういった部分では、オープンのタイミングが、例えば夏休みに入ってからオープン通常しないとか、冬休みの正月の直前というのもオープンしない中で、店にとって一番集客的にもインパクトがあって、よりよい構成の店づくりにできるのかなというタイミングもとった中での思いです。

あとは、今申したように他法令の関係も含めた、あるいは地権者等の内容も含めたところとのバランスを見ながら、ずれ込んだ中での次の目標として、この冬というところで考えさせてもらっているという状況です。

○会長：よろしいでしょうか。

これは大店法上、例えば2年先、3年先に延びることがあるようですと、社会状況が変わりますから、もう一回審議し直すということも必要になるんじゃないかと思えますね。

できるだけ、正確な届出をしていただくというのが基本かと思えますね。

○設置者：もちろん、土地をお借りして出店させていただくわけなので、長々というつもりは全くございませんので、なるべく早い段階で出させていただきたいという思いはございます。

○会長：はい。

ほかに、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

はい。

○委員：高島店のほうが駐車場132台に対して、車いすの駐車場が2台分ですね。もう一つ、高月店のほうが122台に対して、車いすの駐車場が3台分あるんです。お店も高島店のほうが広くて、132台に対して、車いすの駐車場が2台と。こっちは全体の台数が多くて、何か理由があるんですか。

○設置者：身障者の方の駐車場の台数の根拠ですね。

○委員：そうです。

○設置者：通常は、100台に1台程度という目安で設置をさせてもらっているんです。

100台を超えたら、2台か、3台かというとり方をしているんですけども、今、こう並べて見ると、2台、3台というところなんです。

○委員：余り意味がないと。

○設置者：そうですね。店舗として2台は設けています。ですから、大体100台程度の店舗なので、そこでの2台というのは通常は確保しておりますけど、こっちは3台、なぜかというところは特に意味がなかったと思います。

○会長：よろしいでしょうか。

ほかに質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席をいただきたいと思うんですが。

○委員：すみません。

○会長：どうぞ。

○委員：質問ではなくて、意見なんですけど、今現在、裏のほうは田んぼとかになっていて、こちらのほうには配慮をさほどしなくてもいいだろうと思うんですが、今後、周りに住居があるということで、こちらの田んぼも住居に変わっていくということであれば、またそちらのほうに対しての配慮も考えていただきたいなということで、長期的な面も考えて運営をしていってほしいなということです。以上です。

○設置者：わかりました。

○会長：それでは、建物設置者の方にはご退席いただきたいと思うんですが、先ほど申し上げたように、建物設置者がコンサルタントさんだけですので、設置者の方に、担当者及び社長さんのお名前で、今回の議論について、きちんと確認しましたというようなことについて書面をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○設置者：はい、承知いたしました。申しわけございませんでした。

どうもありがとうございました。

新設：（仮称）テックランド甲賀水口店

○会長：それでは、（仮称）テックランド甲賀水口店の建物設置者である株式会社ヤマダ

電機さんから、説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○設置者：どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、計画概要を説明させていただきます。

資料は事前にご配付されているということを伺っておりますので、できるだけ内容につきましては、要点に従って説明させていただきます。

まず、大規模小売店舗の名称及び所在地でございますけれども、先ほど申ししていますとおり、テックランド甲賀水口店でございます。

所在地につきましては、ごらんとおりでございます。

小売業を行う者につきましては、ヤマダ電機でございます。

続きまして、2ページですけれども、今回の売り場面積につきましては、2,657㎡でございます。ヤマダ電機のタイプとしましては、若干小ぶりの店舗の構成となっております。

駐車台数が120台、駐輪場が80台、荷さばき施設が45㎡、廃棄物保管施設が30立方メートル、営業時間帯につきましては、10時～22時まで最長の設定で考えさせていただいております。駐車場の利用時間帯につきましては、その前後ということで考えております。

図面に従って順番に説明させていただこうと思います。飛んでしまって申しわけないですけれども、図面4をごらん願います。

今回の計画につきましては、接道面が、国道1号に出入口が2か所ございまして、東側に入口1か所、北面に出入口がございます。配置につきましてはごらんとおり、Tシャツみたいな形の構造になっておるんですけれども、基本的には1階がピロティという形で、ほとんど駐車場と考えております。2階のみ店舗になっておりまして、1階がピロティ駐車場で、1層のワンフロアの店舗構成を考えております。敷地の北側に廃棄物保管施設や、荷さばき施設がございまして、全体の駐車台数としましては150台ぐらいありまして、そのうち120台を来客用という形で位置づけさせていただいております。また、建物の上がり口の付近に駐輪場を設けておりまして、こちらが96台、来客用として80台を設定しておるということでございます。

1枚戻っていただいて、図面の3をごらん願います。こちらは簡単な経路で、A、B、

C、D、また紫色のa、b、c、dで、騒音の予測地点を示しております。緑色に塗ってあるところは直近にある住居でございます、基本的には住居は少ない場所になっております。西側につきましてはほとんど商業施設ですし、南側についても国道1号で、非常に環境騒音、夜間騒音が高い地域になっております。一部、計画地の北側に住居がございます、こちらが一つの経路となるポイントかなというふうに考えております。

予測につきましては、原理原則に基づいて、東西南北の方向別で4地点、評価のほうをしておりまして、その結果につきましては、すべての地点で環境基準値を下回る結果になっております。今回、夜の10時まで営業時間があるということでございますので、退場車両が夜間の最大騒音という位置づけで評価が必要になってきます。それ以外については、基本的には終わりますので、騒音の最大値の評価基準としましては、車の車両走行音ということになります。

ごらんいただいている図面のaで、車両走行音が超過する結果となります。これは、もちろん敷地境界上を通過するという観点からでございます、実際の影響と考えられますAの地点につきましては49デシベルという形で、数値につきましては下回る結果になっております。騒音の影響評価という観点では、基本的には軽微ではないかというふうに判断させていただいております。

そして、さらにもう1枚めくっていただいて、図面の2をご覧ください。

今回、基本的にはメインとなるのが、やはり国道1号からのアクセスであろうという観点から、こちらをメインの入口という位置づけで考えております。図面にそれぞれ交差点2つ、丸で打っていると思うんですけども、こちらが交通量調査をさせていただきました交差点でございます。それに対しまして、それぞれ方面別でお越しになるお客様を分布しまして、それで交差点飽和度、また車線別の混雑値という形で評価をさせていただいております。

ただし、基本的には、すべての車両が1号線を右折するということは完全に無理です、一たん、さつきが丘、地点Aの交差点を經由しまして、それぞれ左折で入場するという計画になっております。退場につきましては、それぞれ方面別にお帰りいただくという観点から、北側の出入口もしくは南側の1号の出入口から退場していただいて、それぞれ方面にお帰りいただくということで考えております。

それぞれ交差点の影響評価としましては、お店の規模が小さいということもござい

して、発生交通量もそれほど多くない台数でございますので、基本的には交差点に係る影響、いわゆる需要率や、車線別の混雑度につきましても、0.9を下回る結果になっておるということでございます。

住民さんに対する説明状況につきましても、説明会をさせていただきましたが、二人がお越しになられまして、基本的には陳述意見はなしということで、余りその辺まで懸念されているお客様はおられなかったのではないかなというふうに考えております。

簡単ではございますけども、説明については以上です。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、(仮称)テックランド甲賀水口店に関する質問をお願いしたいと思います。

質問はすべてこの場でお願いします。

○委員：よろしいですか。

○会長：はい。

○委員：いただいた資料を見せていただいて気になったのが、出入口④、北側の裏道に面した出入口ですけども、見た限りでは、かなり狭い道に対して、この図では出口として運用という形になっていると思うんですが、写真で見ると、かなり離合も困難なような狭い道路で、このお店にとっては出口という想定で、一方向という形だと思うんですが、住民さんにとっては、両方向になりますよね。

交通の量にもよると思うんですが、ある程度の数のお店を利用される方が来られると、安全上もきっと問題になるかなという気がするんです。地図で見た限りでは、特に北側の狭い道路に出入口をつけなくても、1号線側の道路だけでも十分各方向に、来店あるいは帰るほうも処理できるんじゃないかなという気がするんですが、わざわざ裏側の道路に出入口をつけられた理由と伺いますか、それが何か、ちょっと教えてください。

○設置者：やはり警察さんとも打ち合わせさせていただく中で、基本的には、こちらからの右折進入、またここからの右折退場が非常に危険であるというようなご指摘がありました。その中で出入口の配置について、確かに先生もおっしゃるとおり、こう出て、ぐるっと回る経路でも可能だと思うんですけども、やはり出し口として、心情的には右折とかという形になってくると思うんです。

それが、こちらに出入口を設けることで適切な誘導という形もとれますし、離合の観点につきましても、オープン時に十分な警備体制を整えまして、その中で一般車両がど

れぐらいの頻度で通行するののかというのも全部情報集約した中で、その次の店舗運営に生かしていきたいと考えていますので、そのときに例えば離合がちょっと難しくなると、違う形で方策を考えたり、対応の十分可能かなというふうに思っています。

○委員：図面上は、こういうふうに誘導しようという計画でつくられていると思うのです。ただ、実際、来店したお客さんが、このとおりに通ってくれるとは限らないという面があると思いますので、案内であったり、誘導であったりというのをぜひやっていただいて、前面の右折入庫・出庫もそうですし、なるべくなら裏側は余り通ってほしくない道路じゃないかと思しますので、こういうふうに通ってくださいというような案内等をしていただけると、いいなというふうに思います。

○設置者：わかりました。

○会長：今のことに関連して図面3を見まして、計画地の左側にオートボックス・甲賀店とか、トップワン水口店というのがあります、この周りは駐車場ですね。その車は左側のほうを通過して退店しているわけです、多分ね。だから、どうしても右側のほうを通る。④の出口が難しければ、中を通してもらって退店するというようなことも。

ただ、ここは崖があって、1メートルぐらい段差があるという話も聞きましたが、1メートルぐらいは何とか乗り越えて、ここを通してもらったら退店もかなりスムーズになる。利用者が違ってくるので難しいと思いますが、どうしても難しいときには、そういう検討もあっていいんじゃないかなと思いました。

○設置者：実態的には商業集積化するという気持ちもありますので、例えばこのオートボックスさんにとめて、そのままお買い回りにこっちに来られるということもあると思います。そういう意味で言うと、ここにとめて、それぞれが経路計画というよりも、多分こちらにとめて、お買い回りされるというような傾向になるんじゃないかなというようには思っているんですけど、そこを連絡通路でつないでということよりも、多分歩いてお越しになるお客様が多いかなという気持ちはあるんです。

○会長：そうですね。一体的に駐車場を運営するようになれば。

○設置者：そうですね。できればいいんですけど。

○会長：かなり楽なので。そういうことも検討いただければと思いますね、将来的な課題として。

ほかに、何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：甲賀市からの意見としまして、雇用についてはできるだけ地元で積極的な採用をお願いしたいとありますけども、どれぐらいの予定をしておられるのでしょうか。

○設置者：現状ですと、具体的な計画は立てておりません。ただし、同規模の他県等でオープンしております店舗の状況をかんがみますと、恐らく15名から20名程度の体制になるかと思えます。ですので、現地の雇用というのも、ほぼ同数ということでお考えいただいてもよろしいのではないのでしょうか。

○委員：そうですか。わかりました。

○会長：ちょっと話が戻りますけども、2人か3人、地元の方が説明会に来られたそうですけども、その方はどちらの方かわかりませんか。

○設置者：ちょっとそれは定かじゃなかったんですけども。

○会長：④番の出口の民家の方ではないと。

○設置者：結局、ご質問もされなかったの。そもそも直近の住居も少ないですし、それほど家電販売は影響という意味で、どちらかという、同じ食品スーパーなんかだと、毎日の頻度がありますけども、少ない傾向が強いので、そういうことの心配も余りされてなかったのかもしれないんですけども、質問さえされませんでした。

○会長：そうですか。じゃ、④番出口の北側の民家の方には、直接そういうお話はされているんですか。

○設置者：個別訪問という形ではさせていただいてないですね。

○会長：する予定はないのでしょうか。

○設置者：今のところは、ないですね。

○会長：何か問題があったときのことを考えて、どこからも相談できる窓口みたいなものを明示しておいたほうが、より安心ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○設置者：そうですね。工事期間中は工事現場で事務所を設けますので、そちらで受け付けますし、店舗の開店後につきましても、店長のほうでそういったものは弊社全体で受け付けをしておりますので、真摯に対応させていただきます。

○会長：この北側の民家の方は明らかに影響を受けるとお思いますので、前もって、こういうところにおいでくださいという話を、ぜひ、あいさつをしていただければと思います。よろしくお願ひします。

ほかに、ご意見とか、ご質問はありませんでしょうか。

すみません。騒音のことで、a地点の夜間等価騒音が77.4というのは、走行音ですか。

○設置者：そうです。

○会長：走行音は、こんなに高くなるんですか。

○設置者：滋賀県の騒音の先生とは他のところでもやらせてもらっているのでも、全国的にもトップレベルの先生と僕は思っているんです。

そういう意味で言うと、真剣につくっていないわけじゃないんですけども、リアルにつくった中で、出入口の音源と予測地点の音源は全く同じに設定させてもらっておるんです。その中で、予測地点については1.2メートル、車の走行音については0.5メートルで見えていますので、基準距離が0.7メートルになるんです。

夜間の最大値が8デシベル低くなりますので、74.3というのが一般的な敷地境界上のレベルだと思うんですけども、さらに、それは1メートルの基準距離でございますので、それを0.7メートルで見ているということから、単純に3デシベル上がっちゃうんです。正確にやればやるほど、その値というのは上がっちゃうんですね。

実際には、基準距離1メートルでいくと74デシベルですけども、そこまで厳しい目の予測をしていますので、77が出ると。実際的には、住居地点においては49デシベルに下がるという形の予測です。

○会長：騒音源に近いところで予測をしているのだけれども、逆に、そういう点では距離減衰ということですね。

○設置者：そうです。

○会長：あと、いかがですか。

すみません。4ページに地元からの意見として、甲賀市さんから意見が6点ほど挙がっていますが、もう既にお答えいただいた部分もありますけども、これについて、もう一度お答えいただけますか。

甲賀市からの意見は、設置者は、災害時、緊急時における市からの養成があった場合には、必要な協力を努めることとか、騒音規制法云々かんぬん。北側の市道の話とか、雇用の話はお答えいただいているんですけども。

○設置者：そしたら、まず読み上げさせてもらいます。

設置者は、災害時、緊急時における市からの要請があった場合には、必要な協力に努めること。こちらにつきましては、東日本大震災も経験していますので、できること、できないことが当然のことながらあると思いますけども、少なくとも協力姿勢という形では対応させていただきたいというふうに思っております。

また、騒音規制法、振動規制法につきましては、こちらは基本的な当然の対応でございますので、これにつきましても十分留意した中で、特定施設につきましては届出、もしくは特定施設でなくても、十分留意した形で対応させてもらっています。基本的には家電販売でございますので、悪臭等々につきましては、特に問題はないかなというふうに思っています。光害なんかにつきましても、一定以上の照明で、華美なものはいけませんので、問題が起こらない使用にさせていただけたらなと思っております。

それと、駐車場内の犯罪防止等々だと思うんですけども、こちらにつきましても、我々も、この店舗だけじゃなくて、全国で同様の展開をさせていただいておりますので、その中で、防犯対応につきましても十分検討しております。その形をもちまして、今回の店舗につきましても、十分対応のほう努めていきたいと考えております。

北側出入口の市道について、住宅密集区域であり、渋滞が起きないように配慮すること。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、オープン時に十分警備態勢を含めまして、そこから情報収集をいたしまして、通常営業の店舗展開に結びつけていきたいというふうに思っております。とりわけ、家電販売ですので、平日はほとんどお客様のほうが少ない状況になっております。休日という観点で言いますと、逆に、通勤であったり、通学であったりということにつきましては、影響は軽微であるというふうに考えております。

その次に、子ども、若者にとって有害な情報が氾濫している中、特に青少年の健全育成に配慮すること。ということで、このご時世でございますので、こういった視点は必ず持っていないと、それこそ衆人環視の中で店舗運営を行っておりますので、この点につきましても十分留意した中で、店舗運営のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

最後の点、店舗建築工事の施工等、店舗開設のための準備については、時期や内容等を十分周知し、地域住民との協議内容や本市関係各課から出されている意見等にも誠意を持って対応すること。また、雇用については地元での積極的な採用の配慮をお願いし

ます。これにつきましては、先ほどお答えさせていただいたとおり、できるだけ地元雇用に努めてまいり、地元貢献に結びつけていけたらというふうに考えております。

○会長：はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、建物設置者の方にはご退席いただければと思います。ありがとうございました。

じゃ、休憩をとりましょう。

10時35分から再開ということにいたします。

新設：（仮称）ドン・キホーテ長浜店

○会長：では、再開いたします。

それでは、（仮称）ドン・キホーテ長浜店の建物設置者である株式会社辰誠建設さんから、説明をお願いします。

本日はお疲れさまです。（仮称）ドン・キホーテ長浜店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響等、配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

○設置者：よろしく願いいたします。それでは、ご説明をさせていただきます。

まず、今回の出店計画地は長浜市小堀町でございますけれども、用途地域は近隣商業地域でございます。計画地の周辺でございますが、西側で国道8号に面しております、向かいには西友さん、それから計画地南側には近新家具さん、こういった商業施設が比較的多く立地している場所に、今回出店を計画しております。

続きまして、駐車場等のレイアウトについて、建物配置図をごらんいただければと思います。店舗部分といたしまして、1階部分が店舗・売り場を計画しております。それから、屋上に駐車場を設ける計画でございます。メインの出入口といたしましては、2か所ございまして、国道8号側、それから南側の市道側に出入口を設けております。お客様の駐車場ということで、すべて屋上に確保しておりますけれども、国道8号側から入っていただいて、屋上に上がっていただくまでに100mほどのスロープを設けております。その後に、屋上部分にゲートをつけまして、そこで発券をして、お客様にお入りいただくという計画とさせていただきます。

続きまして、交通関係のご説明でございます。径路の設定に当たりましては、警察さん、県警さんを含めてご相談をさせていただきました。国道8号側は、現在中央分離帯が設置をされておりまして、こちらの出入口の出入庫につきましては、左折入庫、左折出庫という形で計画をさせていただいております。お店の南方面からお越しいただく方につきましては、当然右折入庫できませんので、八幡東交差点、計画地南側の大きな交差点ですが、こちらを經由していただきまして、一度東側に径路をとっていただきまして、南側の出入口から入庫いただく計画とさせていただいております。そこにつきましても、南方面にお帰りの方につきましては国道側の出入口から、それから北方面にお帰りの方につきましては、南側の出入口から左折でお帰りいただくという径路設定とさせていただいております。

続きまして、騒音に関する事項でございます。室外機等の設備機器につきましては、大きく2か所に分散をして配置をさせていただきました。まず、最も影響が少ないであろうと思われ屋上の国道側、2階部分になりますけども、こちらに室外機の集まりを1か所設けておりますのと、それから1階部分の東側、店舗の裏手になりますが、こちら側に1か所、大きく2つに分けて設備の配置をさせていただいております。

騒音の予測結果といたしましては、お店の周り3方向で予測を行ってございますけれども、昼間の等価騒音レベル、夜間の等価騒音レベルともに、基準値を下回っておると予測をさせていただいております。また、夜間の最大値につきましても、基準値55デシベルでございますが、基準値を下回るという形で予測をさせていただいております。騒音防止対策ということでございますけれども、まず荷さばき、それから廃棄物に関しましては、早朝、深夜の作業は行わないという計画をさせていただいております。

続きまして、防犯対策についてでございます。お手元の届出書の14ページに記載をさせていただいております。まず、防犯カメラにつきましては、適宜適切な位置に設置をさせていただく計画でございます。それから、出入口につきましては、防犯ゲートを設置する計画でございます。その他、県の条例に基づいた防犯対策につきまして取り組んでまいりたいと、計画をさせていただいております。

最後になりますが、町並みづくりへの配慮ということでございまして、特に照明につきましては、現在24時間営業ということで計画をさせていただいております。お店は、日没から日の出まで照明を点灯させていただきますけども、周辺住居、特に東側で

ございますが、そちらに影響がないような照明器具の照射方向、それから強さ、そして十分配慮をしてみたいと考えてございます。

以上で、簡単ではございますけれども、計画の概要のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○会長：はい、ありがとうございました。

（仮称）ドン・キホーテ長浜店に関する質問をお願いしたいと思います。質問は、すべてこの場でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員：届出者は、株式会社辰誠建設さんですね。ドン・キホーテさんとは、どういう関係ですか。

○設置者：土地と建物のオーナー様が辰誠建設さんでして、その中を借りるといいますか、テナントとして入るといいますか、はい。建物の所有者は辰誠建設さんです。

○委員：もう少し聴きたいのですが、取扱商品は「日用雑貨 他」と書いてあるんですけども、食料品は扱われないんですか。

○設置者：生鮮品は扱わないと思うんですが、卵ですとか、お豆腐ですとか、そのような日配品といわれるものは置いております。

○委員：そこで廃棄物の関係の質問になるんですけども、提出されている書類の16ページに、厨芥という表現をされているんですけど、一般廃棄物の紙類、厨芥、繊維等というのは、どういうものを想定されているんですか。

○設置者：具体的な商品といえますか。

○委員：これは廃棄物でしょう。

○設置者：そうです。従業員が当然おりますので、そのお弁当の残りですとか、そういったものも想定はさせていただいております。

○委員：188トンも、従業員の弁当で？

○会長：量が多いですね。

○設置者：この排出量につきましては、当然、大店立地法の指針に基づきます排出予測量が計算されますけれども、これをもとに計算はさせていただいております。

○委員：何が出てくるの。どういった廃棄物があるんですかということを知りたい。

○設置者：こちらに記載している188トンという数字については、指針の排出予測量と

ということで、あくまでそれに基づいた数字を記載させていただいております。実際の部分としましては、スーパーのような食品加工とかというものは行いませんので、実際に排出という意味では、今言ったようなレベルのもの、量的にもそこまで出ないのかなとは思ってはおります。

○委員：では、これは間違っているということですか。

○設置者：あくまで指針に基づく排出予測という意味では、この形で。当然、必要容量とかもございますので、それは、これに則って確保させていただいているという次第です。

○委員：通常、厨芥というのは野菜のくずとか食べ物の残りですね。そういう残渣を指しますよね。それで、これだけ出てくるのかなということですね。

先ほど取扱商品を聞いたのが生鮮食品もあるのかなと思ったので、それであれば話わかるんです。だから、ちょっと整合性がないんですね。

○会長：指針に基づいて機械的に算出したということで、実際には遙かに少ないんですね。

○設置者：そうです。実際に段ボールとか、発砲スチロールとか、ビニール、その程度というところで、生ごみや、ほかの金属くず、ガラスくずというのも、指針上はそこまでの排出量は少ないですけれども、通常出るごみで言うと、やはり段ボールと発砲、その2種類が占める割合かとは思っています。

○委員：わかりませんね。

○会長：これを超えるような排出じゃないということで、廃棄物については収集や、処理対策ができるということはわかると思うので、この審議会ではいいということになるんですね。

ほかに、ご質問はありませんでしょうか。

○委員：資料の15ページ、その他資料ですが、地域との連携というところの1つ目で、住民等との連携というところで、施設周辺地域の住民との協力体制の構築に努めますとあるんですが、具体的にはどのようにされていくお考えですか。

○設置者：もう近隣の自治会様との顔合わせはしてしまして、お祭りですとか、あと、地域のイベント的なことがあるようでしたら、そのときはご協力をさせていただきますというお話はしております。

○会長：よろしいでしょうか。

質問ですが、長浜市のあたりで24時間営業の店舗というのは、どのくらいあるんで

しょうか。

○設置者：向かいの西友さんは24時間やっています、国道を挟んですぐ西側ですけども。

○会長：あとは、どうですか。

○設置者：今、把握しているところでは西友さんですね。

○会長：ドン・キホーテさんとしても、24時間営業というのは結構たくさんの店舗がやられているのでしょうか。

○設置者：営業時間に関してはまだ検討中ですが、必ず24時間というわけではございません、今のところ。

○会長：この地域で、24時間にされた意味というのは。

○設置者：需要がどの程度見込めるかということもあるんですけども、近隣さんで24時間やられている店舗があるということで、その辺の需要も考慮してというか。

○会長：交通とか騒音とか、24時間ということになると生活環境への影響のリスクが大きくなると思うんですけども、その辺は、どういうふうな考え方をされていますでしょうか。

○設置者：一般的に我々のロードサイドのお店というのは、深夜2時までだったり、3時までだったり、5時までだったりという営業時間でやっておるんですが、どちらにしても、普通の方は寝られている時間だと思いますので、24時間にかかわらず、かかろうが、かかるまいが、その近隣への配慮はしていきたいと思います。

もちろん騒音に関しても、こちらの店舗ではかかってきませんが、夜間の車の規制ですとか、あと、夜間は荷さばきを行わないとか、その辺は考慮させていただいています。

○会長：はい。

ほかに、質問等、ありませんでしょうか。

○委員：いいですか。

長浜市からの要望でもありますが、出入口②から車両が右折しないように注意掲示をしてくださいとあるんですが、右折で退店しないようにという意味ですね。出入口②は、右折入店はされるんですね。

○設置者：予定でございます。

○委員：それで、退店時は左折のみで、右折はしないでほしいという趣旨ですね。

○設置者：はい。

○委員：交通整理員を配置する計画はないということですが、右折による退店はだめですよというのは、どういう掲示を設置しようとされているんですか。

○設置者：駐車場の入口にサインを設置しますので、基本的にはそちらのサインと、あとは路面表示です。左折のみの矢印を描かせていただいて、また混雑が予想される場合は、オープンから1週間とか10日という期間に関しては、当初は基本的には警備員を入れるような形になります。

○委員：向かいにも店舗がありますが、向かいの店舗は、この道に面した出入口はないんですか。出入口2に面して近新家具さんとかありますが、こちらの道に面して出入口はないんですか。

○設置者：近新家具さんの出入口はございます。

○委員：だから、その辺の出入り、それぞれのお店のお客さんの出入りが錯綜しないのかなと思ったんですけど。

○設置者：近新家具さんも当然国道8号のほうにメインの出入口がありまして、見てみますと、ほとんどそちらから出るというのが多いですね。それで、近新家具さんの間の市道というんでしょうか。その道路の出入口というのがもう少し国道側についてあります。なので、ドン・キホーテさんの出入口ともろに当たってしまうというわけではなくて、ちょっとずれてはいますので、その交差点の心配は余りないかなとは思いますが。

○委員：ドン・キホーテさんだと、多分青少年のお客さんも多いかなと思うんですが、24時間営業ということで、その辺の対策というんですか、夜間に子どもたちがやってくるということに関しての対策というのは、何か考えておられるんですか。

○設置者：はい。店内放送で、BGMでも入っていますけども、深夜に関しては青少年の条例がありますね。それに基づいて、ご退店くださいというような放送が入ります。また、見た感じでも、未成年というふうに見えるお客様には、従業員も声をかけさせていただいて、ご退店いただくという形をとっております。

○会長：はい。

ほかにありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質問がないようですので、建物設置者の方にはご退席いただければ

と思います。ご説明、どうもありがとうございました。

## 審議

○会長：それでは、続きまして、4つの案件について審議をしていきたいと思います。

まず、（仮称）ホームプラザナフコ高月店の届出内容です。

意見のある、なしですけれども、いかがでしょうか。

○委員：多分、出ていたのは駐車台数のことだったかと思うんですけど、一応今の算出基準ですか、明らかに不合理でないのであれば、基準がクリアするということであれば、そのこと自体、例えば高月店122台にすることについて、これがだめだとかという意見を言うことは難しいとは思うんですけど、先ほど話に出ていました混雑時には臨時駐車場を確保するとか、それに向けての準備をするとかというのは、意見ではなくて、付帯意見というような形でつければいいのかと思うんですけど。

○会長：はい。

いかがでしょうか。

内容的には、大きな問題はなかったと思います。ただ、指針を下回る駐車場ですので、また臨時駐車場を整備すると、まだどこを整備するかということが具体化されていないようでしたので、そこについて、付帯意見として意見を言うということが一つあるかと思えます。

あと、新設予定日が冬になるか、年明けになるかということがあります。それから、建物設置者が直接説明をするために出席していなかったという点、この2点がありますが、この点は、いかがいたしましょうか。

例えば、今現在は想定しにくい話かもしれませんが、8号線はそもそもそんなに交通量がないので、右折出庫とか右折入庫も現在は認めるという案になっています。半年後、1年後ですので、急に交通量が増えるということは余りないかもしれませんが、状況が変化すれば、そういったことも見直す必要が出てくるかもしれませんね。

そういう点で、開店が延びるということに伴うリスクというのはあるかもしれません。ですので、今後、開店までに起きる社会的な環境変化にもきちんと対応するようにしてほしいとか、そういったことを少しつけるというのは、いかがでしょうか。

○委員：何か月以内とか、何年以内という規則的なものはあるんですか。

○会長：賞味期限というのは、どのくらいのものでしょうか。

○委員：この審議をしてから何年以内とか、そういう決まりはないんですか。

○事務局：そういった期限の決まりはございません。

○会長：明確な期限というのは、ないということですね。

もちろん5年後、10年後になった場合に、事業者側もその社会の変化に応じて出店内容を変更せざるを得なくなって、その場合には、当然この審議会で審議をしなければいけなくなりますが、そういうことがない限りは、明確なものはないということでしょうか。

○委員：この審議会のテーマではないかもわからないですけども、今回、同じコンサルタント会社が、2件に関わっていますよね。これは、事務局が把握されているんですか。何とかコンサルタントがナフコにも頼まれたし、ドン・キホーテにも頼まれていると。どこの会社でとちょっと気になる。どちらも計画が少しあいまいな部分があるので、内容自体は別に問題ないと思うんですけど、そこが少し腑に落ちないと思うんですけど、コンサルタント会社はどういう方なんですか。

○事務局：会社といたしましては、東京が本社の会社で、偶然とは思うのですけれども、今回はナフコとドン・キホーテの合計3店舗に関係しております。

大規模小売店舗立地法以外の業務もやっておられると思いますが、コンサルタント業を、滋賀県内では今回の店舗に限らず、担当されている業者です。

○委員：よろしいですか。

今日の例にもありましたように、店舗の設置者、会社というか、コンサルタントだけではなくて、やっぱり会社の代表に明確なお返事をいただくためにも出席してもらったほうがいいと思います。

今後は、会議のあるときに事務局に、だれが出席するという報告というか、そういうものがあるほうが、こういう結果にならないのではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○事務局：次回以降につきましては、日程調整のところから、事業者のほうにも確認はその都度していきたいと思います。

○委員：そうですね。だれが出席するというのであれば、もし例えばコンサルタントだ

けということになっていたら、やっぱり会社の代表の方も出席してもらったほうがいいですよというふうに言ってもらえると思うので、その形のほうがいいと思いますね。

○事務局：はい。その点につきましては、次回から改善させていただきます。

○会長：そうでしたら、「意見はなし」。付帯意見は、まず1点目として、駐車場の収容台数に不足が想定される、または不足が生じた場合には、指針の台数を考慮して、速やかに臨時駐車場を確保されたい。というようなことを付帯意見として言う。

それから、開店予定日までに、社会的な環境変化があった場合には、それに対応した方策を打っていただくということが2点目ということにしたいと思います。

あくまでも、届出内容についての意見ということになりますので、その2点だと思っています。

それとは別に、今後は建物設置者に出席していただくようお願いをするというのは、付帯意見ではないんですが、お伝えいただくようにしていただきたいと思います。

今申し上げたようなことで、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

そしたら、次に、ホームプラザナフコ高島店について、審議をお願いします。

○委員：これも、基本的に同じ。

○会長：全く同じということで、よろしいでしょうか。

○委員：先ほども言わせていただいたんですけど、長期的な計画をされていると思うので、周りは、今は田んぼに囲まれていますけど、恐らく住居も建ってくるのが考えられますので、今の段階では全然問題ないんですけど、今後住居が建ってきたときには、そちらのほうにも配慮していただきたいと思います。

○会長：はい。

付帯意見の2点目に、開店前、あるいは開店後の社会的状況の変化に対応して対応策を打ってほしいというような文言で、いかがでしょうか。

○委員：はい。

○委員：ちょっと聴きたいんですけども、確かに開店まで、遅かったら来年の年明けとおっしゃっていましたが、来年の年明けとかになると、それこそ今言っておられたように、向かい側の田んぼとかの場所が住宅地になる可能性だってなくはないわけですよね。そしたら、そのときに騒音の調査とかは、しなくていいんですか。

- 会長：現時点でそれも見越した予測をしているわけなので、基準値を超えていないので、多分それは大丈夫だということですね、これを見る限りは。
- 委員：じゃ、改めては何もしなくてもいいと。
- 会長：そうですね。店舗の運営内容が変わらない限りは、この騒音予測を。
- 委員：外部環境が変わったら、例えば車の量とかも違いますよね。
- 委員：裏手に廃棄関係を持ってきて、考慮するというのではなかったですか。
- 委員：田んぼの裏手のほうに廃棄のやつを持ってきて、向かいの住居に対して配慮するというような説明があったかと思うんです。例えば裏手のほうに住居が建った場合、かなり隣接するのかなと思いますので、そうなったときには、またそれなりに何かしらの対応をしていただかないといけないのかなということをおもうんです。
- 会長：現状で、そういう廃棄をするという前提で、騒音予測をしているわけですね。
- 委員：ですから、新設予定日がはっきりしていないのに、今の時点のことをいいとか、悪いとか言っても仕方がない。予定日が決まっていたら、この状況でオーケーですよと言えるけど、決まっていないのに環境が変わってしまって、前の。
- 会長：指定日までに、例えば用途地域が変更されるということがあると、これは騒音基準そのものが変わりますから、その場合は、さすがにもう一度やり直す必要があります。ただ、騒音発生源そのものは変わらないわけですよ。裏手に置くということも、こういった前提で騒音予測していて、しかもその用途地域が無指定地域であるということの上でやっているわけですから、その上で適合しているという結果を出しているんですね。
- 委員：今現在適合しているので問題ないかとは思うんですが、今後。
- 会長：だから、用途地域が変わるとというのが一番問題だと思いますね、長期的に考えれば。ただ、それもすぐ変わるということは、なかなか想定しづらいですね、5年、10年かかりますから。
- そういう意味では、内容的にはこれを入れざるを得ないと思いますね。
- 委員：それで、法律は見ていないんですけど、新設予定日というのにちょっとこだわっているんですけど、それが明確じゃないものについても、これを認めることになるんですか。例えば、認定の期間は何か月前に提出するのか、そういうものがあるんですか。
- 会長：先ほどの事務局の説明によれば、それについての明確な基準というか、規定がないということなので。

○事務局：事前協議をしたときには、色々な事情もおありだったと思うんですけども、割と急いではおられたんですね。新設予定日は、あくまで先方の届出の中での希望日みたいなものですので、これが絶対というものではなくて、当然、事業の状況の変化によつてずれ込むことはあるのかなと。

そのずれ込み方が、極端な話、何でも先になると確かにその周辺環境が変わることによって、またいろんな問題が出てくることもありますので、ご指摘のとおりかと思うんです。ちょっと流動的なところもあるという説明でしたけど、ただ、それをもって、この計画自体に問題があるとまでは、なかなか申し上げづらいなと思っております。

○会長：本来は、5月29日に新設するという前提でいいか、どうかということですね。どういう意見が出せるかということここは審議する場ですけども、たまたま、どう考えても5月29日には開店できないというのが見えているので、念のため確認したということですね。

○事務局：ただ、過去にも極端にずれ込むことはなかったと思います。ここに出てきている届出日以降に、数か月単位で後ろに開店時期がずれ込むというのは、普通にあることではありますので、今回の説明の中で、それがあやふやなところがあったかもしれませんが、届け出た開店時期というのは、ぴたっとそこでオープンできるかという、ずれ込むところは、いろいろな状況の中で現実により得るということですね。

○委員：そしたら、今はオーケーです。来年にできたと。環境が変わっていても、これはオーケーですから、別に問題はないと。

○事務局：その環境の変化の仕方にもよりますよね。

○委員：それはわかりませんよ。

○会長：だから、あくまでも、今日の説明では、この冬か年明けということをおっしゃっていたので、そういう前提で意見を言うということになると思います。そういうことでご理解いただけないでしょうか。

○委員：だから審査は審査として、事業者が出してきた予定日を前提に、今はたまたま、いつごろになりますということが出てきたので、それを前提に意見を出すことになるんだと思うんですけど、例えば、それで出して、それはそれで多分終わりですよ。

それが実際、例えば1年後とか2年後になってしまった。それで、申請されていた内容と周りの環境が変わって何か問題が生じたという場合も、結局、こちらに関わるとこ

ろはないわけですよ。

だから、例えば住民側の苦情なり何なりが出たときに、それを県が指導すると、そういうことになっていくわけですか。審査会としては、関わるここはこれで終わりですよ。ではないんですか。あと、審査会は、それに対して何かチェックしていく機能は多分ないんじゃないかと思います。あるんですか。

○事務局：審議会でご議論いただくという意味では、変更届出のケースでは確実に上がると思います。

あとは、周辺環境が激変するなか等で、改めて何らかの調査が必要となれば、大店立地法の中で報告の徴収ができるよう条文がございますので、必要に応じて県に対して報告を求めることはできます。その中でまた必要な措置を、例えば住民さんと、もう少し情報等、意見をいただいて、それを店舗の運営に反映いただくか。

○委員：だから、実際にちゃんと変更の届出が出てくるまでのタイムラグみたいなものがあるかと思うんですけど、そのところは、結局、県のほうで対応してもらって、何か問題があるということに気づくというか、キャッチすれば、そこで変更の届出を出してくださいよみたいな話になっていくわけですよ。それで上がってきたら、こちらに持ってくるけど、そうじゃなければ、これで終わりということですか。

○事務局：そうですね。例えば極端にオープン時期が延びるようなケースであれば、私も一応、その後の委員会で、今回は一たん審議が終わるとしても、お店の開店状況みたいなものは設置者、あるいはコンサルのほうから情報をもらいつつ、後追いはしていく必要があるのかなと思います。

それと別な話で、例えば増床するとか、大店立地法の変更すべき事象が生じてくれば、そこで届出をしてもらおう。それは事業者もコンサルと相談して、きちっと漏れのないように上げてはくるとは思いますけど、延びるという話になると、別の対応での形になると思います。

○委員：だから、現状では、結局、この内容で判断せざるを得ないと思います。

○会長：その辺は、届出内容を審議することしかないんですね。

ということで、なかなかこの審議会の機能的な限界もあるわけですけども、これでよろしいでしょうか。

次に、テックランド甲賀水口店について、審議をお願いします。

これは北側の狭小な道路の問題ですね。

意見ということでは、いかがでしょうか。

意見は、なしということでもよろしいでしょうか。

次に、付帯意見として、ちょっとあるかと思いますが。

○委員：かなり狭い道に出入口がありますので、先ほどのご説明の中にも開店後の状況を見ていくというお話もありましたので、開店後にこの狭い道路の状況で、もし問題があれば、誘導なりをきちんとしていただくというのを、つけてはどうでしょうか。

○会長：はい。定型的な文章になりますが、案を言いますと、出入口付近での交通整理員の配置及び径路誘導看板の設置など、来退店車両誘導の徹底及びその他の適切な方法により、十分な交通安全対策を講じられたい。

ここは、本当に交通容量比でも最大0.958とか、非常に混雑している場所ですので、まずその点が非常に重要かと思えます。

また、特に店舗北側の退店径路については道幅が狭いことから、開業後においては、周辺道路状況を常に把握し、問題が予見される、または生じた場合には、必要に応じて建物設置者が地域住民、道路管理者及び交通管理者等関係機関と協議し、適切な対策を速やかに講じられたいというようなことを、付帯意見としてつけてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

あと、先ほどの説明のときに、いろんなことを設置者のほうから対応策を具体的に述べていただいていますので、この程度でよろしいのではないかと思います。

それでは、テックランド甲賀水口店は、そういうことで行きたいと思えます。

最後、ドン・キホーテ長浜店について、審議をお願いします。

ここも24時間というところが心配されますが。

廃棄物のところに、不思議といえば不思議なところではありましたから、といっても、特に大きな問題が起きるといってもない気がしますけども。

○委員：ですから、先ほど言いましたけど、ここの審議会で審議するのは別に問題ないですけども、計画自体につじつまが合わないですよ。それを事務局の段階でチェックしていただくとか、開店日のことも含めて確認いただくとかしないと、ここの場で審議する以外のことがすごく気になるんです。

○会長：そうですね。廃棄物の関係が業種によって相当違うと思うんですね。段ボールも、

あれで逆に済むのかなという気もしないこともないですね。もう少し正確な予測が本当は必要かもしれません。

私の個人的な意見で恐縮ですが、今、経済産業省の指針に基づいてやっているんですけども、全国一律の指針ですので、それを無理やり当てはめているところがあるんですが、もう少し地域の実情に応じた滋賀県版のマニュアルというか、指針とか、業態別のもうちょっと細かい指針みたいなものを用意するというのも本当は必要なのかもしれませんが。別途、そういうマニュアルの検討委員会みたいなものをつくって、地域に合ったものをつくっていくと。

それが、今のところないという中では、そこでの限界なのかなという気がしますね。事業者側としても、具体的にどういうふうにしたらいいか、今は指針しかないわけですから、それに沿って彼らはやっているにすぎないわけで、それ以上のものがないので、事業者側も困ってはいると思いますね。

すみません。もう少し滋賀県版のマニュアルというか、指針みたいなものを、長期的にはつくったらどうかという話をしました。それはそれでお含みください。

戻りまして、ドン・キホーテ長浜店の審議ですけども、よろしいでしょうか。24時間営業ということで、青少年に対する安全対策、それから騒音等についての対策を、状況をよく見ながら適切に対応してほしいといったようなことかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員：そこには、営業時間の短縮も含めてということが入るんですか。

○会長：いえ。それを求めるなら、必要に応じ対応された中には、もうちょっと具体的に、こういう方法とか、こういう方法などの対策というふうに書くかどうかですね。

西友さんでしたか。隣接の西友さんが24時間営業していて、特に大きな問題が今のところ起きていないという話もあるようですので。

○委員：地元から特にそれについての意見が出ていないので、地元が余り心配されていないのであればということも、ちょっと思ったんです。

○会長：そこまでは、踏み込みすぎかなという気はしています。

「24時間営業を行うことから、開店後、騒音あるいは青少年の安全対策上、近隣から問題を言われた場合には誠意を持って対応、協議されたい」ということくらいかなと思います。いかがでしょうか。

じゃ、それでいいですね。

○委員：結構だと思います。

○会長：ありがとうございました。

それでは、本日の案件について確認のために、審議結果を事務局から報告願います。

○事務局：確認させていただきます。

まず、ナフコ高月店につきましては、2点、1つ目が、駐車場の必要台数に不足が想定される、または不足が生じた場合には、指針の台数を考慮して速やかに駐車場を確保されたい。

もう1点につきましては、実際の開店予定日までに期間が空いていますので、開店予定日までに起きる社会的、環境の変化には対応していただきたい。

続きまして、ナフコ高島店につきましては、先ほど申し上げました2点目の環境変化に対する附帯意見に、今、田畑となっている部分に将来、住宅が建つ可能性がございますので、開店後につきましても、環境の変化に対応していただきたい旨をつけ加えるということです。

3点目のテックランド甲賀水口店につきましては、出入口付近への交通整理員の配置、及び径路誘導看板の設置など、来退店車両誘導の徹底及びその他適切な方法により十分な交通安全対策を講じられたい。また、特に店舗北側の退店径路については、道幅が狭いことから、開業後において周辺道路状況を常に把握し、問題が予見される、または生じた場合には、必要に応じて建物設置者が地域住民、道路管理者及び交通管理者と関係機関と協議し、適切な対策を講じられたい。

続きまして、ドン・キホーテ長浜店につきましては、24時間営業を行うことから、特に騒音や青少年への安全対策について、周辺の地域住民様から要望があれば対応していただきたい。

以上でよろしいでしょうか。

○会長：はい。「開店後」という言葉も入れてください。

以上ですけれども、ただいまの報告内容を、滋賀県大規模小売店舗立地議会規程第7条第1項に基づき、本日付で知事へ答申いたしますので、ご了承願いたいと思います。よろしいでしょうか。

なお、知事への答申文の案文につきましては、今、修文できていないところもありま

したので、後日、改めて委員の皆様にもごらんいただいた上で、答申するということがよろしいでしょうか。

## 2 その他

○会長：それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

○事務局：次回の審議会の開催予定でございますが、年度が明けました6月頃を予定しております。後日、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長：それでは、これで本日の会議を閉会といたします。

○事務局：本日、長時間にわたりご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。また、先ほど、ご指摘もいただいておりますが、責任ある回答ができる者が来ていなかったという問題もありましたので、今後、その辺はきちんと事前に対応させていただきたいと思います。

また、ご指摘がありました、開店の時間がおくれて環境が変わっているというような話もございましたので、その点につきましても、法の趣旨が守られるように、必要に応じて適切な指導はさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。